

消費者庁から大切なお知らせです

消費者庁リコール情報サイト <http://www.recall.go.jp/>

次亜塩素酸ナトリウムを含むとの表示がある空間除菌剤「ウイルスプロテクター」の使用を中止してください！

写真の首からぶら下げるタイプの携帯型空間除菌剤によって、化学熱傷を起こす事故が発生しています。該当製品をお持ちの方は、直ちに使用を止めてください。

- 1、製品名
空間除菌剤「ウイルスプロテクター」
- 2、製品に関する事業者
ア 発売元 株式会社ダイトクコーポレーション
イ 輸入元 ERA Japan 株式会社



事例1
母親が友人から通販で購入した空間除菌剤を謳う、ウイルスプロテクターをもらい、子どもの首にかけて使用したところ、胸にやけどのような赤い跡が出来て水疱になった。

事例2
インフルエンザに効くとある首から下げるカードをポケットに入れていたところ、大腿部にやけどを負った。情報提供したい。

《問い合わせ先》
株式会社ダイトクコーポレーション
電話 0120-988-030

リコール製品で火災の疑い —ただちに使用を中止してください— (TDK 株式会社製の加湿器 KS-500H)

TDK株式会社は、平成25年2月8日に発生した長崎県長崎市のグループホームでの火災死亡事故について、同社の加湿器(スチーム式)(型式:KS-500H)が火元であった可能性が高いと発表しました。(同月22日)。この製品は、同社が従来より製品回収を行っていたものです。事業者によれば、この発表後、同月24日までに少なくとも225台(当該製品を含むリコール対象4機種合計)の未回収品の所在が明らかになったとのことですが、まだ多数の未回収品が残っています。

回収対象製品を知らずに使い続け、事故が発生する恐れがあります。もし、まだ当該製品をお持ちの場合は、直ちに使用を中止し、次の同社窓口までご連絡ください。

【TDK株式会社の問い合わせ先】
加湿器お客様係
電話番号：0120-604-777
受付時間：9時～19時(土・日・祝日も含む。)
ホームページ：<http://www.tdk.co.jp/information/humidifier>

【対象製品の外観及び型式】



※機種名は本体裏側のラベル及び TDK マーク右側に表示しています。

一般サイト
<http://www.recall.go.jp/>
携帯サイト
<http://www.recall.go.jp/m/>



消費生活

みみより情報

No. 22
平成25年3月
発行/市消費生活センター
編集/市役所市民生活課
広報市民相談室
電話 22-1111 内線 306

この情報紙は、地方消費者行政活性化事業を活用して発行しています。

悪質な「電話勧誘販売」に注意！

「以前注文を受けている。」「〇日に発送する!」「キャンセルできない!」「金額は〇〇円だ!」と強引に商品を売りつける電話に関する相談が増えています。高齢者の方は特に注意が必要です。

- 注文した覚えがない。
- 記憶があいまいだ。

そんな時は、長話をせず、電話を切りましょう。
はっきり、きっぱり、毅然とした態度で対応することが大切です。
不安なときは、西之表市消費生活センターにお電話ください。
22-1111 (市民生活課広報市民相談室内)

「L&Gで損したお金を取り戻してあげる」 「ロト6の当選番号を教えます」の電話に注意！

最近、西之表市消費生活センターに「L&G」や「ロト6」に関する振り込め詐欺に似た手口の電話に関する相談が寄せられています。

同じような事案が県内でも発生し、警察も注意を呼びかけています。

「〇〇法律事務所ですが、L&Gの被害に遭っていませんか?」
「ロト6の当選番号を教えます。」

等という内容で、言葉巧みにお金を振り込ませようとしています。

- 投資で被害にあったお金が返ってくることは、ほとんどありません。
- ロト6の当選番号が事前にわかることは絶対にありません。

電話で「お金を取り戻す」「必ずもうかる」「会員にしか教えない」「登録料を振り込んで」など、お金に関する話がでたら、長話をせず、電話を切りましょう。
不審な電話や封書が来たら、西之表市消費生活センターにご連絡ください。

無料法律相談の日程

日時	場所	問い合わせ先	電話番号
3月28日(木)	市役所2階	市広報市民相談室	0997-22-1111

「還付金がある」といって「ATMに行ってください」と誘導する電話は、振り込め詐欺の手口です。騙されないで!!

貴金属等の「訪問買い取り」に新ルール！ (改正特定商取引法 平成25年2月21日施行)

こんなトラブルが・・・

1、悪質な勧誘 <ul style="list-style-type: none"> ・突然の訪問による強引な買取りの勧誘。 ・断わってもしつこい。 ・「着物を買う」と電話がかかってきたが実際は「指輪を売ってくれ」と言われた。 	3、一度引き渡すと、原状回復は難しい <ul style="list-style-type: none"> ・指輪を返してもらおうと思ったら、もう溶かしたと返事が・・・
2、契約内容や事業者の連絡先がわからない <ul style="list-style-type: none"> ・売ったものを返してほしいけど、連絡先がわからない。 ・何を買い取られたのか記憶が曖昧になってしまい、事業者と交渉しにくい。 	4、クーリング・オフが出来なかった <ul style="list-style-type: none"> ・契約後、すぐクーリング・オフを申し入れたが、「買い取りの場合はクーリング・オフできない。」「キャンセル料がかかる。」といわれた。

法律の改正で、こんな風になります

1、不招請勧誘の禁止 <ul style="list-style-type: none"> ・訪問購入で飛び込みの勧誘はできなくなりました。消費者から査定に関してのみ訪問要請を受けた場合も、査定を超えた勧誘行為は禁止となります。 ・また、しつこい勧誘や、買い取る物品の種類を明示しないで勧誘することも禁止となります。 	3、引渡し拒絶 <ul style="list-style-type: none"> ・クーリング・オフ期間中(2、の書面交付から8日以内)は物品の引渡しを拒むことができます。また、事業者は迷惑を覚えさせるような方法で引渡しをさせることも禁止されています。
2、書面の交付 <ul style="list-style-type: none"> ・事業者の連絡先及び物品の種類や特徴、購入価格、引渡しの拒絶やクーリング・オフ制度について記載された書面が交付されます。 	4、クーリング・オフ(8日以内) <ul style="list-style-type: none"> ・クーリング・オフ制度により、2、の書面を受け取ってから8日間は無条件で契約の解除が可能です。また、クーリング・オフ期間中に事業者が物品を第三者に引き渡してしまった場合、その情報が事業者からすぐに通知されます。

ただし、以下の物品と取引態様は規制の対象となりません。



自動車 (2輪のものを除く) 家具 家電 (携行が容易なものを除く。) CDやDVD ゲームソフト類 本 有価証券

●消費者自ら自宅での契約締結等を請求した場合 ●いわゆる御用聞き取引の場合 ●いわゆる常連取引の場合 ●転居に伴う売却の場合 ※再勧誘の禁止等、一部規制は除外されません。

見守り新鮮情報

第157号

「不用品など何でも買い取る」と電話があり来訪してもらった。業者の男性は用意しておいたものはざっと見ただけで、「**貴金属はないか**」と聞いてきた。「ない」と答えると、「絶対に何もないが、うそになるよ」などとあまりにもしつこく言われ、仕方なく**金のネックレス**など4点を見せたところ、「それを

売ってほしい」と言われた。断ったが男性の様子が怖かったし、**なかなか帰ってくれない**ため、あきらめて売却し**2万円**ほど受け取った。冷静になると大事なものを売ってしまったという後悔が強くなり、数日後「**返してほしい**」と連絡したが、「**すでに手元にないし、クーリング・オフはできない**」と断られた。**本当にクーリング・オフはできないのか。**(70歳代 女性)



買い取られた貴金属 クーリング・オフができます!

ひとこと助言



- 訪問した業者に貴金属等を買取られる「訪問購入」に関する相談が依然寄せられています。これまではクーリング・オフの制度はなく、後になって返品を求めても「すでに処分した」などと言われ取り戻せないケースがほとんどでした。
- 平成25年2月21日より、訪問購入についてもクーリング・オフが導入され、今後は法律で定められた書面を受け取った日を含めて8日以内であれば無条件に取り戻すことができるようになりました。
- 契約をしたとしても商品をその場で引き渡す必要はありません。
- ただし、クーリング・オフが適用されない商品等例外もあるので、注意が必要です。何よりも、売却したくない場合はきっぱりと断りましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください。

発行：独立行政法人国民生活センター 本文イラスト：黒崎 玄 2013年2月26日

❖西之表市消費生活センターのキャラクター紹介❖



高齢者や子どもたち、そして地域のみなさんが、これからもずっと消費者トラブルに遭わないよう、いつもそばで見守りたい、そんな思いで誕生しました。西之表市消費生活センターでは、見守りこけしがプリントされた「ポケットティッシュ」を無料で配布しています。ポケットティッシュには、全国どこにいても近くの消費生活センターに相談できるよう「**消費者ホットライン 0570-064-370**」の電話番号を掲載しています。いつも手元に置いてかわいがってくださいね。
すぐ電話！ まず相談！